

新春
特別企画

広報クイズに正解して

「九十九島かき食う

カキ祭り」に行こう！

【広報クイズ】

問題の○中に文字等を入れてください。答えのヒントは、紙面の中にあります。

問題① 総合型地域スポーツクラブを設立するために重要なことは「○○をよく知ること」です。

問題② ことしは佐世保の郷土民芸品「○○○○」が年賀郵便切手の絵柄に採用され、新年早々全国に三千万枚以上が発信されました。

問題③ がんの死亡率低下には「○○○○」が必要です。

応募方法

はがきまたはEメールに、①答え②広報紙へのご意見③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号を書いて1月22日必着で広報係へお送りください(1人1通)。

※全問正解者の中から抽選します。紙面の都合上、発表は発送をもって代えさせていただきます。

プレゼント



「九十九島かき食うカキ祭り御招待券」を5名さまに

※2月の土・日曜、祝日に利用できます。
※チケット1枚で、カキセット(殻付きカキ1.5kg、軍手、カキ開けナイフ、木炭1kg)を2名様分ご用意します。
提供：西海パールシーリゾート

12月号の答え

①友好都市(12月号4ページ)、②エンジン(同7ページ)、③火のしまつ(同18ページ)

11月号の応募状況

97通(正解84通・不正解12通・無効1通)
はがき70通・Eメール26通・無効1通

広報させば・市ホームページへの広告掲載
広告主を募集しています!

本市では財源確保などの目的で、広報させば等への有料広告の掲載を実施しています。現在、広告主を募集していますので、次の要領でお申し込みください。

どんな広告でも掲載できるの?

本市では「広告事業実施要綱」や「広告掲載に関する取扱基準」を作成して、掲載にふさわしくない広告の基準などを定めています(市ホームページに掲載)。

広告掲載の申し込みは?

①広報させばと②市ホームページに掲載する広告の募集は、本市との契約で次の広告代理店が行っています。

申し込み先

(有)アールツー
☎23-2728、☎23-3554、Eメールinfo@p-r2.com

☎①秘書課、②情報政策課 ☎24-1111

市政広報テレビ番組

「みんなでつくるキラっ都させば」をご覧ください

1月は「地産地消を生かしたまちへ〜カキを食べに佐世保に行こう〜」と題して、佐世保特産のカキの魅力やカキに関するイベント情報などをお知らせします。

番組の最後には九十九島かき(殻付き)のプレゼントクイズもありますので、ぜひご覧ください。

<プレゼントクイズの応募方法>

はがきかEメールに、①クイズの答え②ご覧になった放送局③番組の感想④住所⑤氏名⑥年齢⑦電話番号を書いて2月4日(水)必着で広報係へお送りください(1人1通)。

放送予定日	時間	放送局
1月 3日(土)	8:54	NBC
1月10日(土)	9:25	NIB
1月17日(土)	11:40	KTN
1月24日(土)	11:40	NCC

※テレビ佐世保では、毎週土曜18時55分放送。

☎秘書課 ☎24-1111



市民の広場

このページでは、市民の皆さんからの「お便り」「思い出の1枚」などを紹介します。本紙への感想、佐世保市への思いなど、たくさんのお便りをお寄せください。「思い出の1枚」は、写真にまつわるお話と住所、氏名、電話番号を書いてお送りください。お借りした写真は後日返却します。
あて先 〒857-8585(住所不要)、佐世保市役所秘書課広報係
Eメール hishok@city.sasebo.lg.jp

お便り

(質問)

「賃貸住宅の場合、住宅用火災警報器の設置は誰がするのですか」

(消防局予防課からの回答)

住宅用火災警報器は火災による死傷者の発生を防止するため、寝室(2階建て以上の家屋では階段も)に設置することが定められています。

「市火災予防条例第29条の2」(右記参照)の規定では、住宅用火災警報器の設置義務は「住宅の所有者、管理者又は占有者」にあり、住宅の関係者であれば誰が設置してもいいようになっています。

家族等の生命を守るためには、賃貸住宅であっても入居者の状況等に応じて、入居者が設置することを消防局では推奨していますが、賃貸住宅は貸す側と借りる側の契約によって入居条件等が決まるため、設置費

用や機器の管理については、住宅の所有者・管理者との話し合いで決められている場合が多いようです。5月31日の設置期限に間に合うよう、早めの話し合いをお願いします。

【佐世保市火災予防条例第29条の2】

住宅の関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう)は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用火災警報器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用火災警報器(消防法施行令第5条の6第1号に規定する住宅用火災警報器をいう)
- (2) 住宅用火災報知設備(消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用火災報知設備をいう)

☎消防局予防課 ☎23-9256

設置期限は5月31日です
「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか

近年、住宅火災による死者が増加する傾向にあり、その約7割は逃げ遅れが原因となっていることから、平成16年6月に消防法が改正され、「住宅用火災警報器」(以下、火災警報器)の設置が義務化されました。

すべての住宅は、ことし5月31日までに設置することが必要です。火災警報器は火災から命を守るために欠かせないものですので、期限内に必ず設置しましょう。また自治会単位の共同購入など、火災警報器の設置促進へのご協力をお願いします。

※火災警報器の設置場所など詳しくは、消防局ホームページ(<http://www.119.ecnet.jp/>)をご覧ください。



☎消防局予防課 ☎23-9256

本市では、次の対象者に火災警報器の給付事業を実施していますので、ご活用ください。

対象・給付内容

- ①在宅の寝たきりや一人暮らしなどで支援を要するおむね65歳以上の高齢者で、生計中心者の前年所得税額が非課税の人
⇒1世帯に火災警報器1個給付(無料)
- ②在宅の身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A1・A2の人、精神保健福祉手帳1級の人で、火災発生の感知や避難が著しく困難な障がいだけの世帯
⇒1世帯に火災警報器1個の購入補助(基準額15,500円までの1割は自己負担額。また基準額を超える額は全額自己負担)
※入院中や施設入所者の場合は対象になりません。

☎①長寿社会課、②障害福祉課 ☎24-1111

2009年1月5日、島瀬町に佐世保事務所オープン!

法テラス(法律扶助)利用の無料相談受付中

着手金分割可(ご相談下さい)

まずはご連絡下さい。お待たせしません。

■受付時間 平日 9:00~17:30
■相談時間 平日 10:00~18:00
※時間外をご希望の場合は、ご相談下さい。

気になる疑問は、お気軽にご相談下さい。

弁護士法人佳朋(長崎県弁護士会所属)
原総合法律事務所



佐世保市島瀬町4番12号シティヒルズカズバ401号室 TEL 0956-23-1000
E-MAIL info@haralawoffice.com URL http://www.haralawoffice.com/

多重債務(借金)に関する相談
交通事故(被害者側)に関する相談

▼15日「遺言・相続」に関する特別相談日
※15日が休日の場合は変更がありますので、お問い合わせ下さい。



GO!RENAISSANCEキャンペーン!
2009.2.1(日)まで
今がお得!
★入会金 3,150円が → **0円**
★事務手数料 5,250円が → **0円**
さらに 2009.1.18(日)までにご入会されますと
ルネサンス金券3,000円分プレゼント!

ピラティススクール 月4回【60分】 水曜・土曜 月会費4,400円 定員 20名	健やか転倒予防教室 月4回【60分】 金曜 月会費7,350円 定員 20名	リフレッシュボール 月4回【60分】 月会費/4,200円 月曜・火曜 定員 30名
インナーヨガスクール 月4回【60分】 月会費/4,200円 土曜 定員 20名	体験会 実施中! 詳しくはお電話にてお問い合わせ下さい。	社交ダンススクール 月4回【60分】 月会費/4,200円 水曜 定員 30名

スポーツクラブ ルネサンス佐世保 TEL(0956)25-4711 (名切町2-38) ルネサンス佐世保 検索